

法律第十号（平一四・三・三一）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三九〇人」を「一、四二〇人」に、「七九九人」を「八一四人」に改める。

第二条中「二万千六百五十七人」を「二万千六百六十四人」に改める。

附 則

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）